

「司法書士 スタンダード合格テキスト 8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 第6版」と民事訴訟法令和8年改正法に関する対応レジュメ

「司法書士 スタンダード合格テキスト 8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 第6版」(以下「本書」と呼びます)は、令和8年5月21日施行の民事訴訟法改正(以下「令和8年改正法」と呼びます)の内容をすべて反映させて執筆刊行しております。

これは、改正法成立当時、法務省より「民事訴訟法改正は令和7年度中(2026年3月31日まで)に施行する」との方針が発表されたため、この方針に従ったものです。

しかしながら、12月17日の官報にて、令和8年5月21日施行と決定されたため、令和8年7月実施の司法書士試験では、令和8年改正法が試験範囲に含まれないこととなりました。

そこで、本書を利用して学習されている受験生のみなさまに、どのように学習を進めればよいかについて、ご案内いたします。

1 概略

令和8年改正法の内容は、大きく分けて3種類あります。

【カテゴリ1】 従来の法制度が改正法によって変更されているため、旧法の内容を学習するべきもの

【カテゴリ2】 改正法で新しく追加された内容であるため、学習不要であるもの

【カテゴリ3】 用語が変更になったため、旧法上の用語に読み替えるだけでよいもの

以下では、上記3つのカテゴリにわけて、それぞれを一覧表でまとめて整理しました。

これに従って、本書内容を読みかえて、学習を進めてください。

2 【カテゴリ1】令和8年改正法により、従来の法制度が変更された部分

これについては、本書に記載されている内容を読みかえて、改正前の内容を学習する必要があります。その内容は、以下のとおりです。

ページ	論点	条数	本書の記載(改正後)	学習すべき内容(改正前)
P100	非電磁的訴訟記録の閲覧等	民訴 91 条	「訴訟記録」を「非電磁的訴訟記録」としてその閲覧等に関する内容	①訴訟記録の「閲覧」は、誰でも請求することができる(91 条 1 項)。 ②訴訟記録の「謄写」等は、当事者および利害関係を疎明した第三者に限り請求することができる(91 条 3 項)。
P70	期日の指定および変更	民訴 93 条 1 項	期日の指定および変更は、申立てによりまたは職権で、裁判長が行う。民訴 93 条 1 項	期日は、申立てによりまたは職権で、裁判長が指定する。
P80～ P82	公示送達	民訴 110 条～113 条	公示送達の方法に関し、送達書類を交付する旨を「裁判所のHP上で公開」+「裁判所設置端末上での閲覧」の措置へと変更する。電磁的記録の公示送達もほぼ同様。	裁判所書記官が、送達書類を保管し、いつでもこれを交付する旨を裁判所の掲示場に掲示する。
P132	訴え提起前における証拠収集の処分等	民訴 132 条の 2～132 条の 7	①文書送付嘱託、電磁的記録送付の嘱託は可能。 ②文書提出命令、電磁的記録提出命令は不可。	①文書送付嘱託は可能。 ②文書提出命令は不可。
P49～ P50	裁判長の訴状審査権	民訴 137 条	訴状の記載事項の不備の場合の措置	訴状の記載事項の不備の場合の措置。手数料不納付の場合の措置
P99	口頭弁論に係る電子調書の作成等	民訴 160 条	事件記録の電子化に関する改正	①裁判所書記官は、期日ごとに口頭弁論調書を作成しなければならない。 ②口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調書が滅失したときを除いて、調書によってのみ証明することができる。
P111～ P112	準備書面	民訴 161 条 3 項	相手方不在の場合に事実を主張できる準備書面に関する改正。相手方が事件管理システムにアクセスして閲覧・複写をした場合の準備書面が追加。	相手方不在の場合、①相手方に送達された準備書面、②受領書が提出された準備書面に記載した事実でなければ主張できない。

—	準備書面等の提出期間	民訴 162 条	裁判長は、準備書面等の提出期間を定めることができる(162 条 1 項)。	裁判長は、準備書面等の提出期間を定めることができる(162 条 1 項)。 →条文番号が変わっただけで内容には変更ナシ。
P114 ～ P116	弁論準備手続	民訴 170 条 2 項	弁論準備手続の期日において、文書および電子データの証拠調べをすることができる	弁論準備手続の期日において、文書の証拠調べをすることができる。
P117 ～ P118	書面による準備手続の開始	民訴 175 条	書面による準備手続の開始につき、遠隔地要件を削除。	裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときに、書面による準備手続を行うことができる。
P118	書面による準備手続の方法	民訴 176 条 1 項、2 項	従来の 176 条 1 項を削除。従来の 2 項が 1 項に変更。手続の主体が裁判長から裁判所に変更(2 項参照)。	書面による準備手続は、裁判長が行う。ただし、高等裁判所においては、受命裁判官にこれを行わせることができる(176 条 1 項)。
P141	書類等に基づく陳述の禁止	民訴 203 条	証人は、裁判長の許可を受けたときを除いて、 <u>書類その他の物</u> に基づいて陳述することができない。	証人は、裁判長の許可を受けたときを除いて、 <u>書類</u> に基づいて陳述することができない。
P141	リモートによる証人尋問	民訴 204 条 1 号～3 号	従来の遠隔地要件を削除。また、要件に、当事者に異議がない場合(3 号)を追加。	リモートによる証人尋問は、①証人が遠隔の地に居住するとき、②事案の性質その他の事情により、証人が精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって相当と認めるときに行うことができる。
P183	和解条項案の書面による受諾	民訴 264 条	遠隔地要件を削除。当事者双方が出頭困難であるケースを 2 項として追加。	264 条 1 項を 264 条と読み替えるのみ。
P29～ P30、 P34	法定代理権、訴訟代理権の証明	民訴規則 15 条、23 条	書面または電磁的記録により証明	代理権は、書面により証明
P303	準備書面の省略等	民訴 276 条 3 項	相手方不在の場合に主張できる準備書面として、「相手方が事件管理システムにアクセスして閲覧等をした場合」を追加。	相手方不在の場合、①送達または受領書が提出された準備書面に記載した事実、③相手方に直接の通知をした事実でなければ主張できない。

P324	証拠調べの制限	民訴 352 条	電子化に伴う改正。電磁的記録に関する部分を追加。内容面に変更はナシ。	手形訴訟では、文書の証拠調べ、文書の成立の真否または手形の提示に関する事実についての当事者尋問ができる。
—	電子情報処理組織による申立て等	民執 19 条の 2	民事執行の申立ては、書面またはオンラインで行う。	民事執行の申立ては、書面で行う。
—	オンライン申立て等	民保 6 条の 3	保全命令の申立ては、書面またはオンラインにより行う。	保全命令の申立ては、書面により行う。

3 【カテゴリ2】令和8年改正法により追加された新しい法制度

これについては、本書に記載されている内容を学習する必要はありません。

したがって、以下の表で該当箇所を確認して、学習時にはこれを読まずに先に進んでください。

ページ	論点	条数	本書の記載(改正後)	学習すべき内容(改正前)
P263 ～ P264	補助参加	民訴 45 条 5 項	確定した補助参加人は、訴訟記録の閲覧等については、当事者とみなされる。	改正により追加
P336	訴訟費用額の確定の申立ての期間	民訴 71 条 2 項	訴訟費用の負担額の申立ては、訴訟費用の負担の裁判の確定の日から 10 年以内	改正により追加
P100 ～ P103	事件記録の IT 化、電磁的訴訟記録の閲覧等	民訴 91 条 の 2	電磁的訴訟記録の閲覧等	改正により追加
P101	訴訟に関する事項の証明	民訴 91 条 の 3	判決の確定などの証明に関する書面の交付または電磁的記録の提供の請求	改正により追加
P103	秘密保護のための閲覧等の制限	民訴 92 条	民法 92 条に 9 項と 10 項を追加	改正により追加
P171	専門委員の関与	民訴 92 条 の 2	専門委員は、裁判所へのシステムへのアップロード等により説明をすることもできる(民訴 92 条の 2 に第 2 項を追加)。	改正により追加
P71	期日の呼出し	民訴 94 条	呼出状が電子呼出状となり、ファイルに記録する旨の 94 条 2 項を追加	改正により追加(94 条 2 項の部分)
P79～ P80	電磁的記録の送達	民訴 109 条 ～109 条の 4	システム送達に関する規定の追加	改正により追加
P131	訴え提起前における証拠収集の処分等	民訴 132 条 の 2～132 条の 7	照会に対する回答の方法に電磁的方法を追加。	改正により追加
P51～ P53	電子情報処理組織による申立て等	132 条の 11 ～132 条の 13	オンライン申立て等を追加。委任による訴訟代理人等は、オンライン申立てが義務。	改正により追加
P105	当事者に対する住所氏名等の秘匿	民訴 133 条 の 2	訴訟記録のデータ化に伴う改正	133 条の 2 に 5 項と 6 項を改正により追加
P50	手数料不納付の場合の訴状却下	民訴 137 条 の 2	訴え提起の手数料の納付がないときは、裁判所書記官が納付処分をするなどの改正	改正により追加

P99	口頭弁論に係る電子調書の更正	民訴 160 条の 2	口頭弁論に係る電子調書に明白な誤りがあるときは裁判所書記官が更正する	改正により追加
—	準備書面等の提出期間	民訴 162 条	準備書面の提出期間経過後に準備書面の提出等をした場合の理由の説明義務に関する規定が追加(162 条 2 項)。	162 条 2 項のみ改正により追加
P120 ～ P121	当事者照会	民訴 163 条	電磁的方法による照会、電磁的方法による回答に関する規定を追加(2 項、3 項)	改正により追加
—	鑑定嘱託の結果の提示	民訴 218 条 3 項	鑑定嘱託の結果の提示に関する規定を追加。	改正により追加
P116	弁論準備手続と結果の提示	民訴 170 条 2 項	弁論準備手続の期日において、調査嘱託や鑑定嘱託の結果を当事者に提示することができる。	改正により追加
P118	受命裁判官による書面による準備手続	民訴 176 条の 2	書面による準備手続を受命裁判官が行うことができるとする規定を追加	改正により追加
P136	裁判所外の証拠調べ	民訴 185 条 3 項	リモートによる証拠調べの手続を追加	改正により追加
P141	リモートによる証人尋問	民訴 204 条 1 号～3 号	従来の遠隔地要件を削除。また、要件に、当事者に異議がない場合(3 号)を追加。	当事者に異議がない場合の部分(改正後の 204 条 3 号)は、改正により追加。
P141	尋問に代わる書面の提出	民訴 205 条 2 項、3 項	書面のほか、事件管理システムへのアップロード等もできること、書面等に記録された事項の提示に関する規定を追加	改正により追加
P145	鑑定人の陳述	民訴 215 条 2 項、4 項	事件管理システムへのアップロード等による陳述、書面等に記載(記録)された事項の提示に関する規定を追加。	改正により追加
P152	電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出	民訴 231 条の 2、231 条の 3	電子データの証拠調べに関する規定を追加。電磁的記録提出命令、電磁的記録送付の嘱託など、書証の規定を読み替えて準用。	改正により追加
P153	リモートによる検証	民訴 232 条の 2	リモート(映像と音声の送受信)による検証の規定を追加。	改正により追加
P209 ～ P210	判決の更正決定	民訴 257 条 3 項	判決の更正の申立てを不適法却下した決定に対する即時抗告の規定を追加。	改正により追加

P183	和解条項案の書面による受諾	民訴 264 条	遠隔地要件を削除。当事者双方が出頭困難であるケースを 2 項として追加。	264 条 2 項は改正により追加
P184	和解等に係る電子調書の更正決定	民訴 267 条の 2	267 条の和解等に係る電子調書に明白な誤りがあるときは、裁判所が申立てによりまたは職権で更正決定する旨の規定を追加。	改正により追加
P304	リモートによる尋問	民訴 277 条の 2	簡裁の訴訟手続の特則として、裁判所が相当と認めるときに、リモート(映像と音声の送受信)による証人尋問、当事者尋問ができるとする規定を追加。	改正により追加
P304	尋問等に代わる書面の提出	民訴 278 条 2 項	書面の提出に代えて電子データを提出できること、それらの提示に関する 205 条 2 項・3 項、215 条 2 項・4 項の規定を準用する条文を追加	改正により追加
P330 ～ P333	法定審理期間訴訟手続	民訴 381 条の 2～381 条の 8		改正により追加
P345	記録事項証明書等の省略	民執 18 条の 2	民事訴訟の訴訟記録の電子化に伴う改正により追加。電子判決書の記録事項証明書などの提出を省略できるとするもの。	改正により追加
—	電話会議による配当期日	民執 86 条	電話会議(音声の送受信)による配当期日の手続に関する規定を追加。	改正により追加
P440	電話会議による財産開示期日	民執 199 条の 2	電話会議(音声の送受信)によって財産開示期日の手続ができるとする改正。	改正により追加
P440	リモートによる開示義務者の陳述	民執 199 条の 3	リモート(映像と音声の送受信)によって開示義務者に陳述をさせることができるとする改正。	改正により追加

4 【カテゴリ3】用語の読み替えをすればよいもの

以下の用語については、本書の表記をすべて、改正前の用語に読み替えて学習してください。

本書の記載(改正後)	読み替える内容(改正前)
電子判決書	判決書
電子調書判決	調書判決
口頭弁論に係る電子調書	口頭弁論調書
和解等に係る電子調書	和解調書(認諾調書、調停調書など同様)
記録事項証明書	正本(または謄本)
電子呼出状	呼出状
電子支払督促	支払督促